

【件名】1月2日からの当館管轄地域における18時以降外出禁止について

●1月2日から、当館管轄地域では以下の県において20時以降6時までの外出禁止が、18時以降6時までの外出禁止に拡大されます。外出の対象理由に当たらない外出をした場合には、罰則の対象となりますので十分注意してください。

1 当館管轄地域内で18時以降の外出が禁止となる県（Bas-Rhin,Haut-Rhinを除く全県）

Doubs（25）

Jura（39）

Haute-Marne（52）

Meurthe-et-Moselle（54）

Meuse（55）

Moselle（57）

Haute Saone（70）

Vosges（88）

Territoire de Belfort（90）

フランス内務省ホームページ

<https://mobile.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Attestations-de-deplacement-couvre-feu>

2 18時以降外出禁止の除外とされるのは、これまでと同様特別なケースのみとされており、特例外出証明書の携行が必要とされています。夜間外出の対象理由に当たらない外出をした場合には、罰則の対象となりますので、十分注意してください。また、各都市により対応が若干異なる場合がありますので、対象都市に滞在している方は滞在中の市役所及び県庁のホームページをご確認願います。

3 今後もそれぞれの滞在都市の最新状況を随時ご確認ください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03-8852-8500

（フランス国外からは（+33）3-8852-8500）

メール：consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp（領事班専用）

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>